

# 日本社会薬学会関西支部規定

## 第1条 総 則

本支部は日本社会薬学会関西支部という。

- 2 本支部は関西在住の日本社会薬学会会員を以って組織する。
- 3 本支部に関する規定については、日本社会薬学会規約に定めるもののほか、この規定の定めるところとする。

## 第2条 目 的

本支部は、日本社会薬学会規約、第2章の精神に則り、地域の医療、健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

注) <<日本社会薬学会：第2章 第4条 本会は医薬品をはじめとする生活関連物質と人間の健康との社会的ななかかわりの中で、総合的に研究・教育を発展させることにより、人間の生命と健康の維持・増進に寄与することを目的とする。>>

## 第3条 事 業

本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講演会、例会、研究会等の開催
2. 会員相互の情報交流並びに親睦等に関する事業
3. その他目的達成に必要と認められる事業

## 第4条 会 員

本支部の会員は関西在住の日本社会薬学会会員とする。

- 2 関西は原則、近畿2府4県とその近県とする。

## 第5条 事務局

本支部は事務局を設置し、事務局は事務一般を取り扱う。

- 2 事務局は原則として支部長の所属場所に設置する。
- 3 事務局は事務、庶務及び会計等業務を分掌し、事務連絡、IT等業務を行う。

## 第6条 役 員

本支部に次の役員を置く。

- |      |     |
|------|-----|
| 支部長  | 1 名 |
| 副支部長 | 2 名 |
| 常任幹事 | 3 名 |

幹事	20 名以内
監事	2 名
顧問	若干名

(選任及び職務)

- 1 支部長並びに監事は支部総会において選任する。
- 2 支部長は幹事候補者の中から副支部長を指名する。
- 3 支部長は副支部長と協議し幹事を選任する。
- 4 支部長は副支部長と協議し幹事の内から常任幹事を選任する。
- 5 支部長は支部を代表して業務を掌握し、副支部長はこれを補佐する。
- 6 常任幹事は支部長及び副支部長を補佐する。(常任幹事会)
- 7 幹事は幹事会を構成し、本会の事業計画及び予算計画など運営に必要な事項を審議決定する。  
(幹事会)
- 8 監事は本会の事業と会計を監査し、支部総会において監査報告を行う。
- 9 当支部に顧問をおくことができる。  
顧問は支部長が出席を指名された会議に出席し意見を述べるができる。但し議決権は無い。
- 10 役員及び顧問の任期は2年とする、但し再任は妨げない。
- 11 次期支部長は幹事会が推薦し、支部総会で承認を得る。

## 第7条 会議

会議は総会、常任幹事会及び幹事会とする。

- 2 総会は定時総会及び臨時総会とし、次の事項を議決する。
  1. 事業報告及び事業計画
  2. 決算及び予算
  3. 支部長並びに監事の選出
  4. 規定の制定及び改正に関する事項
  5. その他支部長が必要と認めた事項
- 3 定時総会は毎年1回支部長が招集する。
- 4 臨時総会は支部長が必要あると認めるとき招集する。
- 5 総会の議長は支部長が指名する。
- 6 総会の議事は出席会員の過半数の同意により決する。

## 第8条 幹事会

本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、支部長、副支部長、すべての幹事をもって構成する。  
監事は幹事会に出席し、意見を述べるができる。
- 3 幹事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定

## (2) 支部長、監事の推薦

- 4 幹事会は、支部長が招集する。
- 5 支部長が欠けたとき又は支部長が事故あるときは、副支部長が幹事会を招集する。
- 6 幹事会を招集する者は、幹事会の日時、場所、目的である事項を、幹事会の日々の1週間前までに、各幹事及び監事に対して通知しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、幹事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく幹事会を開催することができる。
- 8 幹事会の議長は、支部長がこれに当たり、支部長が欠けたとき又は支部長が事故あるときは、出席した幹事の互選により議長を選定する。
- 9 幹事会は議事録を作成し、支部長及び議事録署名人が押印する。

## 第9条 常任幹事会

本会に常任幹事会を置く。

- 2 常任幹事会は、支部長、副支部長、監事、常任幹事及び顧問をもって構成する。
- 3 常任幹事会は、次の職務を行う。
  - (1) 幹事会に付議及び報告すべき事項の検討
  - (2) 幹事会が常任幹事会に委任した事項の検討
  - (3) 支部長より付議された事項の検討
- 4 常任幹事会は、必要に応じて支部長が招集する。
- 5 常任幹事会の議長は、支部長がこれに当たる。

## 第10条 会計

本支部の経費は本会からの支部補助金の収入を以ってあてる。

- 2 本支部の会計年度（事業年度）は毎年7月1日にはじまり翌年6月30日に終わる。

## 附 則

- 1 本規定は設立日から施行する。
- 2 設立時の役員任期は、2017（平成29）年1月～2019（平成31）年3月31日とする。
- 3 本会の会計年度変更に伴い2021年度の会計年度を2021年4月1日～2022年6月30日とし、2022年度からは第10条 第2項を適用する。